

# ジェームズ一世の『忠誠の誓い』と パースنز、バーロー、ダン

高橋正平

## 序

17世紀前半のジェームズ一世王朝下で特筆すべき事件は1605年11月の「火薬陰謀事件」で、これはカトリック教の過激派ジェズイットが引き起こしたジェームズ王朝の転覆を図ったものであった。この未遂事件後、ジェームズ王は「忠誠の誓い」(the Oath of Allegiance) (1607年)を国内のカトリック教徒に課し、彼らの忠誠を王に誓わせ、王朝の安定を計ろうとした。その結果この誓いをめぐって王側及びカトリック教側から賛否両論が入り乱れ、次々と書物が書かれることになる<sup>(1)</sup>。なぜ「忠誠の誓い」がこれほどの波紋を投げかけたのか。それは「忠誠の誓い」の中にカトリック教側が無視できない重要な内容が含まれていたからである。その中でカトリック教徒は、ジェームズ王を正当な王として認め、教皇の王廃位権を否定するのみならず破門され、罷免された王がその臣下又は他のいかなる人により王位を剥奪され、殺害されうるという教義と見解を不敬で異端であるとして憎悪し、嫌悪し、かつ誓って放棄しなければならなかった<sup>(2)</sup>。ここにはジェームズ王朝の存亡に関わる重要な問題が集約されていると言っても過言ではない。なぜなら教皇の「王廃位権」と「王殺し」がここに明記され、カトリック教徒はそれらを「異端」として否認しなければならないからである。「忠誠の誓い」では、王がすべてにおいて判断を下し、カトリック教会の教義が「異端」として排斥されて、王権の教皇権への優位をカトリック教徒に要求しているのである。カトリック教側の反論は彼らからすれば当然のことであるし、又、王側からすれば教皇権力の排斥により国家の秩序・安定を図るのも当然のことである。ところで、ジェームズ王朝下で宮廷での登用を望む者は王の「忠誠の誓い」を擁護しなければならないことは一部野心のある者にはよく知られていたし、王もそれを期待していた<sup>(3)</sup>。このような事情の下、ダンは、果敢にも王の意向に沿い、『偽殉教者』(Pseudo-Martyr) (1610年)と『イグナティウスの秘密会議』(Ignatius His Conclave) (1611年)を出版する。前者でダンは、多くの資料と説得力ある論理の展開により、王の「忠誠の誓い」を擁護し、後者ではジェズイットの悪の数々、特に「王殺し」を容赦無く描きだし、ジェームズ王に自らをアピールすることに成功する。本研究では「忠誠の誓い」と

直接関係がある『偽殉教者』を扱うが、そのそもそものきっかけは、前年1609年にバーロー (Willam Barlow) が、同じくジェームズ王を擁護する目的で出版した『カトリック英国人への返書』 (*An Answer to a Catholike English-Man*) であった<sup>(4)</sup>。この書は、ダンによって批判されることになるのであるが、なぜバーローはダンによって批判されたのか。本論の意図は、バーローの書がいかなる点においてダンから不評を買ったのか、ダンはいかにしてその欠点を『偽殉教者』で補ったかを論ずることにある。ここで注意を要するのは、バーローの書はジェズイットの論客パーソンズ (Robert Persons) がジェームズ王の「忠誠の誓い」を批判した『カトリック英国人の判断』 (*The Judgment of a Catholike English-man*) (1609年) への反論書であるということである<sup>(5)</sup>。それ故、本論では最初に、パーソンズ、次に、バーロー、最後に、ダンを「忠誠の誓い」との関連で論じ、ダンの『偽殉教者』が、いかにバーローよりすぐれた内容を持ち、いかにカトリック教側に反論を加えているかを吟味したい。ジェームズ王、パーソンズ、バーロー、ダンを論ずることはジェームズ王とジェズイットとの論争の根幹を明確にし、更には17世紀前半の政治・宗教が密接に絡みあう英国社会の一面を浮彫りにすることになる。

## 1. ロバート・パーソンズの『カトリック英国人の判断』

### (1)

ジェームズ王の「忠誠の誓い」に関して、国内のカトリック教徒を最も悩ましたのは、果たしてそれがジェームズ王の主張するごとく単に「市民としての服従」を彼らに要求するだけなのかということであった。次の一節は特に議論の的であった。

And I doe further sweare, That I doe from my heart abhorre, detest and abjure as impious and Hereticall, this damnable doctrine and position, That Prince which be excommunicated or deprived by the *Pope*, may be deposed or murdered by their Subjects, or any other whatsoeuer. (p. 74)

「忠誠の誓い」でジェームズ王が強調したかったのは、それが全く「市民としての服従」だけをカトリック教徒に要求するだけであって、カトリック教に触れるものは何もないということであった。しかし、この一節を読む限りではカトリック教徒が無視できない教皇の王廃位権と王殺しが言及され、しかもそれらを「異端」としてカトリック教徒は誓わねばならず、教皇権力は著しく軽視されている。ブロードリック (Brodrick) を初め現代の研究者もこの一節の重要性をし指摘しているが<sup>(6)</sup>、パーソンズが『カトリック英国人の判断』で扱ったのは(1)「忠誠の誓い」の内容吟味と教皇主権 (2)教皇書簡によるジェームズ

王への反論 (3)ベラルミーノ擁護、の三点であり、この反論構成はジェームズ王の「忠誠の誓い」の構成にほぼ従っている。パースنزの論旨は、「忠誠の誓い」でカトリック教徒は俗事においては王に服従するが、それ以外にカトリック教に関する点が含まれているので、カトリック教徒は「忠誠の誓い」をたてることができないと繰り返し述べることである。しかも、パースنزはもっぱら教皇パウロ五世とベラルミミーノに従い、彼らを擁護するだけで「忠誠の誓い」の核心に触れることはしない。パースنزの論点の新しさは、後で述べるように「良心の自由」を強調したことで、教皇の廃位権や王殺しを直接取り上げて、論じることはしない。パースنزの反論構成は、ジェームズ王の「忠誠の誓い」の内容構成に従っているため、ジェームズ王の「忠誠の誓い」に沿っているだけという印象をあたえる。実は、パースنزに反論したバーローも全く同じ反論形式を取っており、両者とも論ずる視点は同じである。最大の欠点は上記の(1)(2)(3)には共通点が多く、それゆえ、前に論じことを又次で繰り返すということであった。ダンがバーローの反論にあきたらなかつたのは、ジェームズ王の「忠誠の誓い」をただ最初から論じたパースنزとバーローの平凡な反論形式であった。ダンが『偽殉教者』で、「忠誠の誓い」を擁護するにあたりその構成を全く組変えてしまったのはバーローの反論形式を考慮に入れたからであった。

では、パースنزの王への反論はどのようなものであったか。パースنزは、第一に俗事においてカトリック教徒が王に服従することを否定はしないことを強調する。

...I presume no Catholicke in *England*, will deny to sweare all cyvill obedience that he oweth to his Majesty, or that any subject hath ever in former Catholicke times sworne to their leige Lords or Princes, or do in other countryes at this day. (p. 8)

教皇ですら自然な「市民としての服従」はカトリックの信仰と魂の救済には反しないと言う。

...the Pope doth not prohibite naturall Obedience in things lawfull ; nor doth say, that such naturall, or cyvill Obedience is opposite to faith or salvation of soules ; nor that the Oath is unlawfull, for exhibiting such naturallor cyvill Obedience : (p. 50)

しかしながら、「忠誠の誓い」には俗事に関わる他にカトリック教と密接に関わる点があり、そのために「忠誠の誓い」を受け入れることはできない。

...albeit divers partes therof werre lawfull, to wit, all such clauses, as appertained to the promise of Civill and Temporall obedience : yet other thinges being interlaced and mixt

therwith, which do detract from the spirituall Authoritie of their said highest Pastour (at leastwise indirectly) the whole Oath, as it lieth, was made therby unlawfull. (p. 10)

パースنزズは、このように明確に「忠誠の誓い」を受け入れることのできない理由を述べる。パースنزズのこの理由は、実は教皇パウロ五世の教書に従っているだけなのである。パースنزズの書の目的は、ジェームズ王の「忠誠の誓い」にはいかにカトリック教の信仰と深く関わっている点があるかを説き、カトリック教徒に「忠誠の誓い」をたてるべきではないことを説得することである。ジェームズ王は、逆にパースنزズとは異なり、「忠誠の誓い」は何も新しい誓いではなく、ただ「市民としての服従」をカトリック教徒に要求するだけだと言う。両者の見解の相違はいかにして生じるに至ったのか。ジェームズ王は次のように「忠誠の誓い」の正当性を述べている。

For if he [the Pope] thinke himselfe my lawfull Judge, wherefore hath he condemned me unheard? And, if he have nothing to doe with me and my gouernment (as indeed he hath not) why doeth he *mittere falcem in alienam messem*, to meddle betweene me and my subjects, especially in matters that meerely and onely concerne cyvill obedience. (p. 72)

「忠誠の誓い」が、果たしてジェームズ王の主張するごとく単に「市民としての服従」に関わる内容の誓いであり、それゆえ教皇は王と臣民との間に干渉することによって「他人の収穫に鎌を投げる」ことをしているのか。ジェームズ王は、自著のなかで再三「忠誠の誓い」が世俗的な性格を有し、臣民の君主への忠誠が魂の信仰と救済に反しているというパウロ五世の反論に触れる。

For how the profession of the natural Allegiance of Subjects to their Prince can be directly opposite to the faith and salvation of soules, is so farre beyond my simple reading in Divinitie, as I must thinke it a strange and new Assertion, to proceed out of the mouth of that pretended generall Pastor of all Christian soules. (p. 77)

あるいは

And I ever held it for an infallible maxime in Divinitie, that temporall obedience to a temporall Magistrate, did nothing repugne to matters of faith or salvation of soules, as in this *Breve* [of Paul V] is alledged, was never before heard nor read of in the Christian

Church. (p. 79)

君主への不服従や忠誠の欠如が聖書で認められている例はなく、ジェームズ王は、終始「忠誠の誓い」の正当性を聖書と過去の歴史から主張し、カトリック教会側からの批判を退ける。ジェームズ王の論点は絶対王権・王権神授説によっているので、王の反論を論破するにはその王権神授説をまず論破しなければならず、王とローマ側との間には深く埋めることのできない大きな溝があったのである。

パーズンズの「忠誠の誓い」反論は二点から成る。その第一点は、「忠誠の誓い」がジェームズ王の主張するように単に「市民としての服従」を要求するだけではないこと、第二点は、服従と良心との関係から、良心に反してまで服従する「忠誠の誓い」は果たして誓いと言えるか否かであった。最初の点に関してジェームズ王は、『忠誠の誓い弁明』（以下『弁明』と略記）で「忠誠の誓い」が「自然で」「市民的」であると主張する。ここで「自然な」とはいかなる意味を持っているのか。これは王の絶対権力説とも関連してくるが、王が君主と臣民との相互義務について論じた『自由王国の真の法：自由なる王と自然的臣民との相互互惠的義務』（*The True Law of Free Monarchies: Or the Reciprocal and Mutually Duties Betwixt a Free King, and his Naturall Subjects*, 1598）から明らかになる問題である<sup>(7)</sup>。ジェームズ王は、そこで王への臣民の、服従、反逆について論じている。王によれば、民衆の王への服従義務は神によって命じられていて、民衆は王を裁き人として恐れ、父として愛し、保護者として祈らなければならない。神たる王に民衆は涙とすすり泣きによる以外には抵抗できない<sup>(8)</sup>。王権神授説を唱えるジェームズ王にとって、民衆が王に服従することは「自然な」ことであり、従って地上における神の代理人たる王への不服従は神への不服従となる。王権の神性は旧約（詩編）からも立証され、その絶対性へは異論を唱えることはできない。歴史的には王の絶対権力はいわゆる征服史観による。スコットランドとイングランドの王は征服によって王国における種々の権利を獲得し、それが絶対的所有権へと至り、領土への領主としての諸権利は全王国の支配者として王に譲渡される。ジェームズ王によればこの絶対的所有権が絶対権力をもたらす。王は全領土の大君主であるように、王はそこに住むすべての人の主人となり、すべての人の生死を左右する権力を有する。このように歴史的に見ても、王は全く「自然な」存在であり、絶対権力を有する王への臣民の服従は、子の親への服従と同様に「自然な」ものとなる。ジェームズ王が『弁明』で「自然な」君主や服従というときのその意味は以上のような王の絶対王権説から理解できる。ジェームズ王にとっては、それ故世俗的君主への自然的服従を要求するだけの「忠誠の誓い」が、カトリック教の信仰と救済に反するというカトリック側の反論は理解しがたい。これに反し、パウロ五世、ベラルミーノ、パーズンズは、「忠誠の誓い」が単に「市民的」であるにとどまらず、誓いには「市民的」なことと「カトリック教」に関すること

が同時に含まれており、しかも、両者が巧みに組み合わせられているので、カトリック教会を少なからず害していると言う。カトリック教側は王への「市民としての服従」を全く拒否せず、むしろすすんで受け入れる姿勢を示した。彼らがかたくなまでに「忠誠の誓い」を拒んだのは、それがカトリック教と深く関連する重要な問題点を含んでいたからであった。パースنزズは「市民としての服従」の他にカトリック教と関わる点が「忠誠の誓い」にあるかを以下から反論する<sup>(9)</sup>。第一点は、カトリック教徒はジェームズ王を「全領土の真なる正当な君主」と認め、更に王への「真なる忠実な臣民」であることを認める以外に「教皇権威の制約」をも誓わねばならず、これは「教皇権威の充足性に関わる教義とカトリック教の信仰」に関わってくる。そして、この「教皇権威の充足性」——これは教皇の王廢位権を意味している——を否認すれば永罰の危険が必ず生じてくる。「忠誠の誓い」への反論の第一の理由は、このようにジェームズ王の誓いにはローマ教皇の権威を制限する内容が含まれているからである。第二の理由は、教皇パウロ五世が、カトリック教の信仰と魂の健全へ危害を及ぼすことなしに「忠誠の誓い」をたてることはできないと教書で言っているからである。三番目の理由は、ベラルミーノが「忠誠の誓い」には合法的なことを非合法的なことが含まれていると判断したからである。「忠誠の誓い」には「世俗的な事柄」と「靈的な事柄」即ち「市民としての服従」と「教皇権威の否認」が巧みに組み合わせられているから、もしカトリック教徒が「忠誠の誓い」をジェームズ王にたてれば、彼らは「教皇座の首位」を放棄することになる。このようにパースنزズは、「市民としての世俗的服従」に関しては問題はないとして認める。しかし、他方「忠誠の誓い」にはローマ教皇の権威に触れる内容があり、なおかつ教皇パウロも枢機卿ベラルミーノも異議を唱えているので、カトリック教徒は無条件に「忠誠の誓い」を受け入れることはできないとの結論に達する。パースنزズの反論は、教皇パウロ五世やベラルミーノに従っているが、パースنزズの反論書全体には、ジェームズ王の「忠誠の誓い」の世俗性に関しては何ら異議を唱えることはせず、むしろ積極的に王に対して協力する姿勢を示す。パースنزズはこのようにカトリック教徒達の王への「市民としての服従」を認めるが、それはあくまでも「俗事」に関わる限りである。パースنزズは「忠誠の誓い」のすべてに反対するのではない。ところが、ジェームズ王によれば「忠誠の誓い」は、自然君主への臣民による「市民的・世俗的服従」をカトリック教徒に要求するだけであり、君主の俗権への教皇の侵害は聖書、初代教父、宗教会議に反する。ここでジェームズ王とカトリック教会とが真っ向から相反していることが理解できる。カトリック側は、「忠誠の誓い」には世俗的な事柄と宗教的な事柄が混合されていると考えるのに反し、ジェームズ王は「忠誠の誓い」には「市民的・世俗的服従」しか要求されていないと主張する。ジェームズ王は、教皇の王廢位権に言及し、教皇には王廢位権はないとの見解を明白にしている。カトリック側は、この王廢位権の否定は教皇権の否定を意味するとして、「忠誠の誓い」に反対したのである。結局ジェー

ムズ王とカトリック側との論争の中心は、教皇に王を廃位する権力があるかであった。王からすれば、「忠誠の誓い」が「市民としての服従」に関わるだけであると主張することによって、教皇権力の王への干渉を阻止したかったのは当然のことであるし、教皇からすればカトリック教徒が王廃位権を「異端」と誓うことはそれまでのカトリック教の教義そのものを放棄することになる。「忠誠の誓い」により王の優位が認められれば、カトリック教徒の教皇との関係が薄れることは明白である。教皇の王廃位権が異端か否かをめぐり、「忠誠の誓い」は一層複雑性を増すことになる。パーソンズが教皇の王廃位権について全然論じていないのかと言うと、そうではなく確かに彼はそれを取り上げている。王は直接神からその権威を得る、という王権神授説を否定したベラルミーノの矛盾を指摘したジェームズ王に対してパーソンズは次のように言う。

For in the first place Bellarmine's words are these : *Principatus saecularis. & c. Secular Princedom is instituted by man, & is of the law of Nations ; but Ecclesiasticall Princedome is only from God, and by divine law, which he meaneth expresly of the first institution of those Principalityes, or Gouvernements : for that at the beginning God did not immediatly appoynt these particuler and different forms of Temporall gouernment, which now the world hath, some of Kings, some of Dukes, some of Commonwealthes, but appoynted only, that there should be Gouvernment, leaving to ech nation to take or choose what they would. But the Ecclesiaticall Gouvernment by Bishops was ordayned immediatly by Christ himselfe, for which cause Bellarmine saith in the second place heer alledged : That Kingdomes are not immediatly instituted from God, but mediately only by meanes of the people ; which people therefore may change their forms of gouernment, as in many Countryes we see that they haue : but yet when any forme of Gouvernment is established, and Gouvernours placed therin, their authority and power is from God, and to be obeyed out of Conscience, under payne of damnation, ... And he that will read but from his third Chapter *de Laicis* vnto the 13. shall fynd store of assertions & proofes to that effect, to omitt many other places throughout his workes. So as the former proposition, *That Kings haue not their Authority nor office from God nor his law*, is very fraudulently sett down. For if he vnderstand, that their forme of Principality and Office therin, is not immediatly from Gods instituion, but by meanes of humane lawes, of succession, election, or the like ; it is true. But if he meane, that their Authority is not from God eyther mediate, or immediate, or induceth not obligation of Conscience in obeying them, as it seemeth he would haue his Reader to thinke ; it is false. (pp. 120-1)*

ここには教皇の王廃位権は直接述べられていないが、ジェズイットの王観が如実に説明され、王の廃位権も当然のことながらその裏に読み取れる。つまり、教皇は直接神からその権威を得るが、王は民衆を通して間接的にしか神から権威を得るだけだとパーズンズは言っているのである。これは明らかにジェームズ王の王権神授説を否定した考えで、王権は民衆からその権力を委譲されるというジェズイットの民衆重視の考えである。この考えによれば、王が民衆の意にそぐわない場合には民衆はいつでも王を廃位できることになる。ジェームズ王の王観とは真っ向から衝突する理論である。カトリック側にとって、王権が神ではなく人間に由来することはジェームズ王の王権神授説論破と何よりも王廃位の格好の口実になる。人間によって作られるものは人間によって廃止される。そして王廃位の正当性が認められれば、カトリック教徒は「忠誠の誓い」から解放される。ところがパーズンズは教皇の王廃位権や王権の由来に関して詳細に論じようとはしない。「忠誠の誓い」のなかで論争の核心であった教皇権力の否認について、なぜパーズンズは深く論じようとしなかったのか。確かにパーズンズは、ジェームズ王に反論して王が挙げた教皇の王廃位や殺害について触れているが、それらはただ「誇張」「拡大」「歪曲」「不誠実な取り扱い」<sup>(40)</sup>であると言うだけで、真っ向から教皇の王廃位権については論じない。又、教皇の俗事への介入に関しても、ベラルミーノの間接権力説にほんの少し触れて、次のように言うだけである。

...the Pope hath not Authority without iust cause, to proceed against them [temporall Princes] ...Our authority is limited by Iustice. Directly also the Pope may be denied to have such authority against Princes, but indirectly only, *in ordine ad spiritualia*,... (p. 18)

「正当な理由」がいかなる場合に正当であるかは議論の余地のあるところであるが、間接的に、つまり、「精神の目的のために」しか教皇は俗事権を行使しない。「精神の目的のために」という口実も教皇がいかにようにも解釈できる言葉である。本来、ジェズイットは教皇には俗権がないことを認めていたが、カトリック教徒の救済に危険が及ぶ場合には世俗的、精神的な存在である信者の生活に介入できると考えていた。パーズンズはこの問題を詳しく論じることもしない。このように「忠誠の誓い」の中で最も議論の余地があった王廃位、王殺し、王と教皇の優劣争いをパーズンズは正面から取り上げることはしない。ただ、ジェームズ王の「忠誠の誓い」の誤りを正すだけである<sup>(41)</sup>。本来ならばパーズンズは、教皇の王廃位や主権をジェームズ王と同じく聖書と過去の史から論ずるべきであったが、パーズンズの手紙は大陸へ追放されたカトリック教徒が英国の友人へあてた書簡という形式を取っているためか、ただ友人に対して「忠誠の誓い」の誤った主張を正して、弁明するだけに終始している。「忠誠の誓い」論争の問題点を十分に知り尽くしていたはずの



パーソンズからすれば、これはいささか物足りない。これだけならパーソンズは反論される価値はない。しかし、パーソンズは「良心の自由」を全面的に打ち出し、「忠誠の誓い」を拒否する姿勢を示す。

(2)

ジェームズ王へのパーソンズの反論は、第一に教皇権の王権への優位の主張と第二に王権の神からの由来の否定、第三に「良心の自由」によってなされることになる。パーソンズは「忠誠の誓い」拒否の理由として第三の民権の拡大による「良心の自由」をあげる。パーソンズが「良心の自由」を強調したのは、ジェームズ王が「忠誠の誓い」で「良心の自由」を「思いあがりの窮み」(height of pryde)と言ったからである<sup>12)</sup>。王への服従を臣民に要求する絶対王政論者ジェームズ王にとって「良心の自由」は何があっても認めることはできない。なぜなら「良心の自由」を認めれば、臣民の心を王に結びつけておくことはできないからである。「良心の自由」は、各人が各々自己本位な行動を取り、王への不服従、ジェームズ王朝の崩壊をも引き起こしかねないことを意味する。絶対王政の打破を目指し、反王権神授説を唱えるジェズイットからすれば、個人が王に絶対服従する理由は見あたらない。逆に、王が民衆に従わねばならない。絶対権力と言えども侵害できない「良心の自由」を、彼らは王への抵抗のもう一つの武器とみなすようになる。パーソンズは「忠誠の誓い」が、いかにカトリック教徒の良心を悩ませたかに触れ、誓いがカトリック教徒に降りかかった「精神の最大の苦悩」で、いかなる暴力も人々の良心への暴力に匹敵するものはないと言う<sup>13)</sup>。そして、良心に反して「忠誠の誓い」を強制しても得るところは何もなく、逆に失うものが多い。良心に反して誓いをたてる者はその誓いを破ることができると言う。

And whosoeuer will not sticke to sweare against their conscience for feare, favour, or some other like passion, may be presumed, that he will as easily breake his *Oath*, after he hath sworne, vpon like motiues, if occasions do mooué him. (p. 21)

そして、パーソンズは、過去の歴史や聖書からいかに良心に背く誓いが非難され、罪と見なされているかを説く。良心や宗教に反する君主への服従が聖書、教父、宗教会議から立証されることはなく、「良心の自由」はカトリック教徒だけではなく、プロテスタントにとっても同様であった。俗事においては世俗君主には従うが、神や宗教や良心に関してはそうではないと、パーソンズは強硬な姿勢を示す<sup>14)</sup>。教皇の俗事介入に関して、教皇の「正当な理由」や「精神の目的のために」という口実が、教皇には解釈次第でいかなる俗事介入も可能にしたのと同様、「良心の自由」もカトリック教徒が意のままに行使できる自由であった。個人が一人一人「良心の自由」を叫んだらどのような結果になるか。意の

ままたに国家を、国民を操ろうとするジェームズ王にとって、「良心の自由」はどうしても認めることはできない。時代の流れとしてはジェームズ王のごとき絶対王政、王権神授説は、市民の台頭に伴い、市民社会にとって代わられつつあった。個人の良心にまで踏み込み、左右することはもはや許されない時代になりつつあった。絶対社会と市民社会の対立の一つの表れが「良心の自由」であったわけであるが、パースンズは過激な民権重視派として「良心の自由」を全面に打ち出し、ジェームズ王の「忠誠の誓い」に反論する。教皇権の否定とその異端を要求されるカトリック教徒にとって「良心の自由」は絶対権力への無言の、非暴力的な最後の砦であった。無言の、非暴力的な砦であるがゆえに、その力は根強く、不気味である。ジェームズ王が「良心の自由」を「思い上がりの窮み」として退けようとしたのは十分理解できる。「良心とは、神が人間に植え付けた知識の光の以外の何ものでもない」とジェームズ王は『王道論』(Basilikon Doron)で定義付け<sup>(15)</sup>、「確かな知識に基づかない良心は無知なる空想か傲慢な虚栄である」と述べ、良心と知識の関係を強調した<sup>(16)</sup>。カトリック教徒の「良心の自由」を「思い上がりの窮み」と決めつけたジェームズ王は、カトリック教徒の「忠誠の誓い」解釈を「確かな知識」に基づかないたわごととみなしているのかもしれない。いずれにせよ、パースンズが「忠誠の誓い」拒否の理由に「良心の自由」を持ち出したことは、王としても黙して済ませる問題ではなかったはずである。

パースンズの『カトリック英国人の判断』には、「忠誠の誓い」論争の重要な問題点が扱われ、なぜカトリック側が「忠誠の誓い」を拒否するに至ったかが明快に述べられている。その理由の一つが「忠誠の誓い」には王への「市民としての服従」を要求する他に、教皇権の否認とその異端の表明が含まれていること及び誓いの拒否として「良心の自由」を持ち出したことであった。しかし、教皇の王廃位権について、パースンズは深く論じることはしない。それを論じなければ、パースンズは王権の教皇権力への優位を容認することになる。カトリック教徒を「忠誠の誓い」から解除するためには、教皇は王を廃位すればそれで十分であった。だからパースンズは、教皇の王廃位権を何よりも論じるべきであった。ところが、パースンズはそれを徹底的に行おうとはしない。パースンズに反論するバーロー、及びバーローを批判したダンにとっても、これらの問題点を論ずることは王に自らの存在を示す格好の機会であった。次に、バーローのパースンズへの反論を見てみたい。

## 2. ウィリアム・バーローの『カトリック英国人への返書』

### (1)

リンカーンの司教バーローが、パースンズの「忠誠の誓い」反論に対する反論を書いたのは1609年であった。この反論書は、370ページにも及ぶ大書の割りには評判が芳しくなく、

ダンによっても厳しい批判を受けることになった書である。なぜバーローの書は不評を買ったのか。

パースنزを扱ったさいに「忠誠の誓い」の問題点を指摘したが、「忠誠の誓い」が「市民としての服従」だけを要求する誓いなのか、教皇の王廃位権の否定と異端性及び「良心の自由」がその議論の中心であった。バーロー反論はパースنزの反論形式に従っており、「忠誠の誓い」の内容吟味、教皇パウロ五世の教書、及びベラルミーノの書簡、の順序で論が構成され、パースنزが扱った問題に従っている。バーローの反論の失敗はパースنزの反論形式に従ったことが理由の一つであろう。「忠誠の誓い」論争に直接関係ない事を余りにも扱いすぎた。パースنزは上で見たように、「忠誠の誓い」の核心を真っ向から取り上げて論ずることはせず、ジェームズ王の誤った主張を正すだけであった。バーローは、パースنزの反論形式に従ったために、パースنز同様「忠誠の誓い」の問題点を深く論ずることができず、全体としてはパースنزの反論をただ反復し（これが実に多い）、なぞっているだけという印象を与える。しかも、反論の論法が非常に虚弱で、反論が専ら聖書や教父に依拠しており、新鮮味、説得力に欠ける。冗舌というのがバーローの書の印象で、論争というより説教といった言葉が適切かもしれない。

バーローは、どのようにパースنزに反論しているのか。バーローは、「忠誠の誓い」の問題点が、教皇の王廃位権、破門された君主の臣民による廃位の教義を「不敬で」「異端的」として否認すること及び教皇の「忠誠の誓い」の免除権であることを十分認識し<sup>(47)</sup>、カトリック教徒を最も悩ますのは「教皇の王廃位権と誓いからの免除」であったとさえ言っている<sup>(48)</sup>。バーローは、「忠誠の誓い」をジェームズ王同様国家の秩序維持のためには不可欠であるとの立場からとらえている。彼は、「忠誠の誓い」の目的に関して次のように言う。

...which [the Oath of Allegiance] his majestie [King James] used as a Fann to trie the Chaffe from the Wheat, for the purging of his floore. (p. 104)

ここで言う「麦」はジェームズ王の言葉を使えば「よき臣民」で、「もみがら」とは「不実な反逆者」である。「忠誠の誓い」は両者を区別するだけであり、英国及び王自身の保護のために王への忠誠は必要で、これはなにもキリスト教国家に限ったことではない。更に、「忠誠の誓い」の目的に触れて、次のように言う。

For the *whole* Oath, either in genarall concernes the *Protection* of his Majesties both *Person & Crowne*, and that's the maine branch of the 75. *Canon* of the fourth *Councell*: or in particular, a *Preuention* of any *other* claime, or *attempt* by any *Person* to *deprive* his

Majestie either of his *Life*, or his *Kingdomes*, or his *Subiects*...and these are *all* within 18.  
*Canon of the 6. Councell.* (p. 222)

「忠誠の誓い」は王自身と王冠の保護に関わり、しかもその目的は過去の宗教会議でも認められていた。バーローによればパースンズはこのような誓いの正当性を知っていたが、それに触れたり、述べたりすることはしない。バーローは、しきりに「忠誠の誓い」には過去の宗教会議から見ても何ら問題はないことを強調する。そして自然の原則に基づかないものは何も「忠誠の誓い」ではなく、誓いは自然の法則による真実であるとさえ言う<sup>(19)</sup>。当時の論争は、聖書、過去の歴史、及び「自然」から行われるのが普通で、それはジェームズ王が「忠誠の誓い」のなかで使用した論争方法でもあるが、バーローもその方法によって「忠誠の誓い」を弁護する。バーローは、このように「忠誠の誓い」の主旨を熟知し、主として国家の安定という観点からそれを擁護する。これはジェームズ王の「忠誠の誓い」の「唯一の目的は、キリスト教社会を平和な政治体制のなかで維持することである」<sup>(20)</sup>を踏まえたもので、それほど新しくはない。「忠誠の誓い」の主旨、問題点を的確に把握していたバーローは、しかし、問題点への反論を行わねばならない。まず最初に、「忠誠の誓い」が「市民としての服従」だけをカトリック教徒に要求する誓いであるかである。この問題を扱うさいに、バーローはパースンズの反論から始める。パースンズは、次の4点から「忠誠の誓い」は「市民としての服従」だけを要求していないことを論じていた。(1)「忠誠の誓い」では教皇権力が制限されている (2)教皇パウロ五世が「忠誠の誓い」を禁止した (3)枢機卿ベラルミーノが「忠誠の誓い」には霊的なことと世俗的なことが含まれており、不法だと判断した (4)カトリック教徒は「市民としての服従」に関する条項には誓ったが、教皇権を疑うような条項には触れず、従って「忠誠の誓い」には「市民としての服従」以上のことが要求されている<sup>(21)</sup>。バーローは、この4点のうち最初の教皇権力に触れて、次のように言う。

...this challenge of the *Pope* in dethroning and deposing Princes, is temporall intrusion, and no spirituall Iurisdiction, do conclude with as strong and apparant evidence, that the whole bulke of the Oath, both in the *submissive* and *exclusive* part, doth onely concerne *Ciwill obedience.* (p. 32)

バーローは、教皇の王廃位権は世俗的侵入であり、いかなる霊権「忠誠の誓い」全体は「市民としての服従」に関わるだけであると結論を下さない。教皇の王廃位権が世俗的であることの立証を、バーローは次のように行う。もし教皇の王廃位権が霊権であるならば、それは天に由来し、「神」か「教会」の法に基づき、さまなくば人間に由来する。神の法

によるのであれば、旧約聖書か新約聖書にその根拠があるはずである。ところが旧約聖書にも新約聖書にも教皇の王廃位権は見られない。更には、教会法、宗教会議、法令、慣習も教皇の王廃位権を認めることはなく、廃位権を「新しい物」と呼ぶ者さえいたし、教父達にも廃位権は全く知られていなかった。結局バーローの教皇の王廃位権否定——これは又「忠誠の誓い」の世俗性の容認でもあるのだが——は全くジェームズ王の論法そのものであることがわかる。バーローは最後に次のように言う。

Therefore this authoritie of the *Pope*, thus proclaimed by himselfe, thus patronized by the *Iesuites*, being meereley temporall, neither *Scripture*, *Father*, *Councell*, or *Practise*, for so many yeeres, warranting it, and by consequent, an *humane Invention* and *Intrusion*, presumptuous in the *Pope* against a *Ciuill Magistrate* (which is *Gods Ordinance*) and preiudiciall to *Kings* in dissquieting their states, and disparaging their *Souereignties*: (p. 34)

聖書、教父、宗教会議、慣習も王廃位権を是認したことはなく、それは人間の発明、侵入あるというこの一節は、バーローの教皇の王廃位権についての見解を端的に表している。バーローは、教皇の王廃位権が「忠誠の誓い」の重要な論点であることを良く知っていたので、パーズンズが余り論じなかったこの論点を取り上げ、教皇の王廃位権を否定する。では王を廃位することができるのは誰かと言えば、それは神に他ならない。

A *right of deposing* must bee in him, that hath either an *higher power* (and that's *onely God*,...) or the *iuster claime*,... (p. 215)

これはジェームズ王の王権神授説を支持する発言で、ジェームズ王の言葉に従っている。バーローは更に詩編を引用し、神だけが王を退位させたり、作ったりできると言う<sup>(2)</sup>。バーローの王廃位権に関する議論は、このように聖書、宗教会議、「自然」に基づき、教皇には王廃位権はないとの結論に達する。教皇の王廃位権はそもそも存在しなかったという見解により、「忠誠の誓い」の世俗性を主張する。

(2)

パーズンズがジェームズ王の「忠誠の誓い」の拒否に持ち出した「良心の自由」について、バーローはどのように論じているか。

ジェームズ王の「忠誠の誓い」がカトリック教徒の間に良心の呵責を引き起こし、王に従うべきか教皇に従うべきかで彼らは大いに揺れた。パーズンズは「良心の自由」を権利

とみなし、個人の良心を王と言えども左右できないと言っていたが、バーローは、カトリック教徒の「良心の自由」を単なる王への不服従のための口実として見なす。なぜ彼らが良心の呵責にさいなまれるかという、教皇に盲従するかである。バーローは教皇の無謬説を大胆にも批判し、教皇の決定ほど不確かなものはないという<sup>(23)</sup>。なぜかと言えばある教皇が命ずることを別の教皇が却下することは教皇の慣習であったからである。

It is obserued of some, that from the time of *Stephanus Sextus*, it hath been the custom of Popes, that the succeeding *Bishops*,...would either narrowly impale or vtterly repeale their *Predecessors Decrees*. (p. 52)

教皇によって見解が異なるカトリック教の教えを、いかにカトリック教徒は信じることができるのか。バーローは、ジェームズ王の『王道論』の一節を引用し、「確かな知識に基づかない良心は無知なる空想か傲慢な虚栄である」と言う。つまりカトリック教徒は「忠誠の誓い」を前に良心の呵責を感じるというが、彼らが正しい知識に基づき、「忠誠の誓い」を考えれば、何も良心がさいなまれることはない。バーローは、知識は良心の基盤であり、良心とは知識を特別な行為に適應することであり、宗教とは知識から神学上の原則を引き出すことであるとも言う<sup>(24)</sup>。教皇の「忠誠の誓い」の解釈はいかに誤っているか、いかに信用に値しないかをバーローは説く。それゆえ、パースンズが主張した「良心の自由」などバーローには受け入れられるはずもない。パースンズは、良心は強いられるべきではなく、良心の強制は罪であるとさえ言ったが<sup>(25)</sup>、バーローからすれば正しい知識に基づけば良心は強制されても問題はない。教皇が「忠誠の誓い」を正しく理解し、カトリック教徒にそれを正しく教えれば、彼らは良心の呵責を感じることはない。何はともあれ、「忠誠の誓い」は新奇な誓いではなく、聖書、過去の宗教会議から保証されるものである。国家の安定・秩序を維持するためには不可欠の誓いで、何の批判も受けるものではない。ただ、教皇を始めカトリック教側が誤って「忠誠の誓い」を受け止めているからで、彼らが正しく理解すれば、カトリック教徒の良心をわずらわせることはない。「良心の自由」とはカトリック教徒のすねた性分の表れで、勝手気ままなエゴイズムである。王の絶対権力を支持するバーローは、ジェームズ王の良心観を援用し、カトリック教徒の良心の呵責は誤った知識がその原因であることを強調する。「忠誠の誓い」を正しく理解すればそこには神の保証があり、臣民は神の名において、神のために、神の命令により、君主へ忠誠を誓わなければならないことを知る<sup>(26)</sup>。しかし、それを禁じる教皇の判断は絶対的とは言えない。教皇ただ感情にまぎれて「忠誠の誓い」を禁止しているだけである。だから、カトリック教徒の「良心の自由」云々などはもつての他である。教皇批判とからみあわせてバーローはパースンズの「良心の自由」を批判する。パースンズは、個人の良心には王と言えども

立ち入ることはできないと言っていたが、バーローはそれを逆用して「他人の良心に判断を下すのは偽善者の不可分のしるしである。人間の心は神固有のものである。いかなる人といえども心に命令を下すことは傲慢な僭越である」と言う<sup>(27)</sup>。教皇ですら信者の良心に「忠誠の誓い」の拒否を命ずることはできないのである。このように、バーローは、教皇の言いなりになり、教皇の命令を鵜呑みするカトリック教徒を批判する。バーローの良心観は結局のところジェームズ王のそれに従っていると言っていいたいだろう。「良心の基盤は知識」であるというバーローの見解はジェームズ王の「知識に基づかない良心は無知な空想か傲慢な虚栄である」によっているからである。「良心の自由」を盾にジェズイットは「忠誠の誓い」の拒否の態度を示したが、実際彼らはそれ以上のことを「良心の自由」にかこつけて行っているのである。

...*immunitie* to sinne against God ; *freedome* to mak [e] port-sale of his natiue countrie ; *license* to reuolt from his dearest Souereigne ; *conniuece* to entertaime treasonable consorts ; *permission* to inrich himselfe for proiected vsurpations ; breefly, a *general indulgence* to staine the earth with blood, the ayre with *blasphemie*, the soule with *corruptions*, the heaven with luxurious *Rapines* and *incontinencies* : (p. 363)

「良心の自由」の口実の下にジェズイットが行っていた悪の数々——神への罪、祖国裏切り、君主への反抗、反逆者の歓待等——列挙されている。これらが認められないと、彼らは良心の強制を口に出す。これは正しくジェームズ王の「思い上がりの窮み」である。パースنزは「良心の自由」を主張して、良心に反してまで「忠誠の誓い」をたてることはできないと言ったが、バーローは彼らの良心は正しい知識に基づかず、良心とは言えないと反論した。彼らの良心は言わば「忠誠の誓い」拒否のための口実にすぎず、悪を行う隠れ蓑である。ジェームズ王の良心への見解を取り入れ、バーローは巧みに王と歩調を合わせている。カトリック教側が新たな王への不服従の手段として編み出した「良心の自由」への反論としては、バーローの反論はやや迫力に欠ける。その理由の一つは、バーローは自著のなかであちこちで良心を論じていることだろう。そのために、説得力が乏しいのである。パースنزへの反論として、反論すべき話題に良心を選んだことは評価できる。しかし、その反論がカトリック教側に強いインパクトを与えたかは疑わしい。なぜなら、ジェームズ王の見解に沿った発言をしているだけで、「忠誠の誓い」論争を良く知っている者には陳腐な印象しか与えなかったと思われるからである。これは教皇の王廃位権についても言えることである。バーローは、王廃位権についてももっと論じるべきであったが、それほど詳細に論じることはしない。それに論ずべきことは他にもあった。例えば、王廃位権に絡んだ王と教皇の優劣問題、それに何と言っても王廃位権を論破すべく王権神授説

の議論があった。ところが、バーローはこれらについてもほんの少ししか触れるだけで、真っ向から論じることはしない。バーローの書が批判され、芳しい評判を得なかったのも、一つにはジェームズ王が十分に論じて貰いたかったジェームズ王朝の根幹に関わる問題点をバーローが論じなかったからである。バーローは、それまでの「忠誠の誓い」をめぐる論争の構成、つまりジェームズ王が『弁明』で行った論争構成に従って王を擁護していることについては既に触れた。ジェームズ王の論争構成は、教皇パウロ五世の二度にわたる教書とベラルミーノの書簡を取り上げ、それらに反論するという形をとっている。バーローの書は、王の反論方法に従ったために王に追随しただけという印象を与えかねず、説得力と新鮮味に欠けている。そこでダンが登場する。ダンには野心を胸に「忠誠の誓い」論争に加わり、王の眼にとまるべく大著『偽殉教者』を書きあげる。バーローのパーズンズへの反論が十分ではなかったことを読み取ったダンは、それまでの論争方法を全く変えてしまう。ダンが、『偽殉教者』を書きあげるさいにもしバーロー同様王の反論方法に従えば、結果はバーローの書と大して変わることはないことを十分に知っていた。それゆえ、ダンには、それまでの反論方法に従わず、王とカトリック教会とりわけイエズイットとの論争の根幹——王権神授説、教皇俗権、「忠誠の誓い」の世俗性——に焦点をあて、王を擁護することになる。ダンが、『偽殉教者』を書くにあたり、王の『弁明』が大きな影響を与えたと言っているが<sup>28</sup>、極力、王の著作やそれまでの論争書に言及することを避けている。これは、ダン自らが、バーローの書は王へのお世辞で満ちていると評した結果であろう。ダンの『偽殉教者』が王に好印象を与えたのは、ダンが従来の論争方法に依らなかったためであり、バーローが詳細に扱わなかったが王が論じてほしかった諸問題の説得力に満ちた詳細な論議の結果でもあった。

### 3. ジョン・ダンの『偽殉教者』

#### (1)

バーローのジェームズ王擁護が十分ではないことを知ったダンは、1609年『偽殉教者』を書き、すぐに出版する。親友グッディアー (Sir Henry Goodyer) にあてた書簡でバーローの書を批判したダンが<sup>29</sup>、王の歓心を買おうとして書きあげた書である。ジェームズ王の「忠誠の誓い」を擁護する目的で書かれた書であるため、当然のことながらダンはジェームズ王の主張に沿って誓いを擁護する。しかし、ダンには、バーローのようにそれまでの「忠誠の誓い」の内容吟味、教皇パウロ五世の二回の教書とベラルミーノの書簡への反論という「忠誠の誓い」論争形式によらず<sup>30</sup>、全体を12章に分け、殉教の意義から教会法に至るまで、時にはイエズイット神学者を逆利用し、「忠誠の誓い」の正当性を論ずる。以下、本論ではバーローが論じなかった、論じたとしても十分に論じなかった問題点を中心に考



えてみたい。

ジェームズ王の「忠誠の誓い」に対する見解は既に見たように、それが市民としての、世俗的な服従であるから、カトリック教徒にとって「忠誠の誓い」は、教皇の霊権に反せず、宗教的には何ら問題はないというものであった。ダンもジェームズ王の『弁明』に沿って「忠誠の誓い」を擁護する。まず最初に「忠誠の誓い」の目的であるが、その意図は「反逆となって吹き出た毒で腐敗した人たち」と「彼らよりはよい気質で王と英国の平和に対してより礼儀正しい愛情を持ち合わせているカトリック教徒」を区別することであると<sup>31)</sup>、「市民としての服従に良い感情を抱いている人達を宣言し、保護するために、既に反逆的な裏切りの気質を持っているか、あるいはそれとは逆の誓いのような助けで守られ、引き止められなければそのような気質に傾き、陥るかもしれない他の人たちを区別するためである」と言うとき<sup>32)</sup>、ダンは明らかにジェームズ王の「忠誠の誓い」を念頭においていた。なぜならそれは、ジェームズ王が、『弁明』のなかで「忠誠の誓い」の目的は「過激なカトリック教徒」と「ジェームズ王に協力的なカトリック教徒」を区別するためであると言った言葉とほぼ一致しているからである。

次に問題となるのは王への服従である。これは、ダンの王権神授説とも関係してくる重要な問題で、バーローが深く論じなかった点であった。ダンにとって王に服従するということは単なる一個人への服従を意味せず、その背後には社会的、政治的、国家的な意味が含まれてくる。ダンは、「権力」と「支配権」の根源を突き止めることは「不明瞭なぼんやりとした探究」<sup>33)</sup>であると言って、この問題の複雑さを示しているが、王権神授説から考えればこれは少しの疑問の余地もない。つまり、神は自らが直接吹き込んだ権力に従うように人間の自然と理性に直接刻みこんでいる。そして神は、我々を平和と宗教の中に保護するのに最適な政治形態を準備するように我々の自然と理性を教化している。権力は、まさに「我々を平和と宗教のなかに保護する」<sup>34)</sup>ために神から王に吹き込まれている。ダンの王権への服従の第一の理由は、王に服従することによって平和と宗教が維持されるからである。このほかにもダンは「平和的に宗教的に生きる」<sup>35)</sup>とか「平和を享受し、神を崇拜する」<sup>36)</sup>とか「平和的・宗教的平静」<sup>37)</sup>というような表現を使用し、国家の安定と権力への服従の関係を明確にしている。ダンにとって王権への服従はとりもなおさず国家の平和と宗教の維持を意味する。しかもキリスト教会創立以来、王権が司教を服従させることによって、その目的を成し遂げてきた。そして、神は、我々を平和と宗教において保護してくれる政治形態に権力の魂を注ぎこみ、我々は神に由来する権力に従う。我々が「平和を享受し、神を崇拜する」ためには「上に立つ者」が必要であることを「自然の光と理性」は認め、そのような目的に必要な権威を、神は「上に立つ者」に注ぎ込んでいる<sup>38)</sup>。ダンからすれば、平和と宗教のなかに保護する権力へ服従は「自然」の真理であり、他方、聖書でも「すべての人は上に立つ権威に従うべきである」(ロマ書)と言っている。教父達

のロマ書解釈によれば、ロマ書で扱われている権威は教会権力よりはむしろ俗権である。更に、サムエル記下7章14節では、神はイスラエルを支配するために王を任命しているし、箴言8章15節では、神によって王は支配すると言っており、聖書からも王権が神に由来することが明らかである。王権は、神によって制定され、神によって保護されるゆえ、王は神にしかその行為の責任を負わず、いかなる人間の裁きも受けない<sup>89</sup>。「自然」と「聖書」からの王権の神聖の主張の他に、ダンはカトリック側からもその主張の裏付けを行う。例えば、ベラルミーノのである。ベラルミーノを引用しながら、ダンは、王には司祭と同じ位の神からの威厳があると言う。

*And Bellarmine himselfe confesses, That as Aaron was made Priest ouer the Iewes, and Peter ouer the Christian Church, immediately from God, so also some Kings haue beene made so immediately without humane election, or any such concurrence : so that Regal Dignity hath had as great a dignification in this point from God, as Sacerdotall; (p. 81-2)*

あるいは、パリ宗教会議の「王国は人間によってではなく、神によって与えられる」を引用して次のようにも言う。

*There it is said, Let no King thinke that the Kingdome was preseru'd for him, by his Progenitors, but he must beleue that it was giuen him by God. For he which is King of men, had not this Kingdome from men, but from God. (p. 85)*

「自然」「聖書」それにカトリック側からすら、王権の神聖に関しては問題はなく、それゆえ、王への服従には疑問の余地はない。それでもカトリック教徒が「忠誠の誓い」拒否により生命の危険を招くのは「自然」に反する行為である。次の一節でも自然、聖書、教父、行為と経験により王への忠誠の正しさを知り、それらには何も反駁することは出来ないと言う。

*Now, in a man, in whom there are all these iust preiudices and prescriptions, that Nature teaches him to [o]bey that can preserue him, That the Scriptures prouoke him to this obedience, That the Fathers interprete these Scriptures of Regall power, That subsequent acts, and Experience teaches, Regall power to be sufficient for that end ; what can arise, strong enough to defeate all these, or plant a knowledge contrary to this, by any euidence so neere the first Principles, as this is grounded vpon ? (p. 240)*

「自然」「聖書」「歴史」による反論方法にはバーローも従っていたが、元はと言えばジェームズ王が『弁明』のなかで使用していた方法である。ダンは、反論形式は変えているが、反論方法はジェームズ王やバーローと同じである。

王権の神聖、王権への服従を述べた後、ダンは、いかにしてその権力が行使されるかについて論ずる。ジェズイットの民権の王への委譲説と異なり、ダンは、政治権力が法によって限定されたり、君主と臣民との間に相互義務がある条件付暫定的だとは見なさない。ダンの考える君主権力——平和と宗教のなかに我々を保護する君主権力——はそのような契約的なものではないことは彼の信奉する王権神授説から明らかである。神はすべての人間に一つの魂を付与したように、すべての国家に一つの権力を付与しているのであり、人々は王を選ぶとき王権を短縮したり、制限したりすることはできない。

For God inanimates every State with one power, as every man with one soule : when therefore people concur in the desire of such a *King*, they cannot contract, nor limit his power, no more then parents can condition with God, or preclude or withdraw any facultie from the Soule, which God hath infused into the body, which they prepared, and presented to him. (p. 172)

これは明らかにジェズイットの政治理論を踏まえた上での言葉である。王権神授説の前提に立ち、論を進めるダンにとって王の支配権とは何であるのか、それが何に由来するのかは言うまでもない。この二点が明らかになれば、自ずから我々の服従がどのようなものでなければならないかがわかってくる。権力と服従は相対的であるからである。王は「平和的宗教的存在」をもたらすあらゆることに命令するので、我々はそれらすべてにおいて服従しなければならない<sup>(40)</sup>。ダンにとって、それ故君主に服従することは「我々の最初の、本来の、自然な、生来の服従」<sup>(41)</sup>である。王権に服従することによって、服従する者は平和と宗教のなかに保護され、服従によって国家秩序の維持が保たれる。ダンのこのような考えはいささか楽観的すぎる印象を与えないでもない。なぜかといえば権力を神から付与された者が、すべて人々を「平和的宗教的存在」へと導くとは限らず、権力はそれを有するものがどのようにも利用できるからである。神が権力を与える者を選ぶとき神はその選択を誤ったりはしないという考えがダンの根底にはあるようだ。つまり、神は正しいから神が選択する人もまた正しいという考えである。王権は神に由来すると主張する者はそれだけで被支配者に対して自らの絶対的な正しさを主張でき、自らの行為に誤りはないと言える。更に、都合の良いことに王権の神からの由来を見ることの出来る者は誰もいないが、神からの御墨付がある。ダンは神が王に支配権を与えるとき、それは神が人間と交わした「秘密の、暗黙の契約」<sup>(42)</sup>によるというが、王権神授説からの服従の解明は幾分歯切

れが悪い。我々にとって興味があるのは、ダンの王権論はジェームズ王の王権論を踏まえていることであり、ジェームズ王も又自分の著作の中で「王権の神秘」にしきりに触れているのである。しかし、王権神授説を信じる者にとってこの理論ほど被支配者に対して強力な理論となるものはない。なにしろ一人の人間が何物にも優る神から権力を授けられているのである。その信条がどうであれ、人々は神の代理たる王に服従しなければならない。そしてその服従が国内に平和と秩序をもたらす。王権と支配権の由来については、ジェームズ王もダンも明確にすることは出来ないが、それでもなおダンには王権への服従を当然のこととみなす。王への服従は、人間である我々に属することであり、決して変えられることはないと言う。

This [to obey the Prince] belongs to us as we are men; and is no more changed in vs, by being Christians, then our Humanity is changed : (p. 173)

もしジェームズ王の王権神授説が受け入れられれば、「忠誠の誓い」論争のすべてを解決してくれる。王廃止、王殺し、王と教皇の優位争い、教皇の俗権、誓いの世俗性、王への服従、これらすべてが王権の神聖によって解明される。ところが、バーローはジェームズ王がおそらく最も弁護してもらいたかった王権神授説を十分に論じることはしなかった。それを知ったダンには、ここぞとばかりに王権の神聖を論じる。しかし、相手は王権の代わりに民権を強く前面に打ち出しているジェズイットである。両者の論争は平行線をたどり、決して交わることはない。

かくして王側すれば「忠誠の誓い」に問題点は見当たらない。ところが教皇はそれに介入してくる。なぜか。教皇には俗権があるからである。カトリック教徒の生命に危険が及ぶ場合、教皇は「精神の目的のために」俗権を行使できたからである。この問題は、最終的には王と教皇との権力争い、どちらが優位を占めるのかという問題へ至る。ジェームズ王は、『弁明』のなかで又他の著作の中でしきりにこの問題に触れていたが、バーローはそれほど論じてはいなかった。バーローと異なり論争の焦点がどこにあるかを十分に知り尽くしていたダンには序文でその問題を論ずる。そこでダンには、『偽殉教者』の目的は「教会の統一と平和」であることを強調する<sup>(43)</sup>。そして序文全体で教皇の俗権を扱い、それを否定していることから明らかなように、ダンにとって「忠誠の誓い」の問題点の一つはバーローが深く追及しなかった教皇の俗権であった。ダンの論争の起点はまさにこの教皇の俗権にある。この問題を論じ、反駁することがダンの本書における第一の目的なのである。それではダンはこの問題をどのように行っているのか。

教皇の俗権はカトリック教会の「病氣」であり、元来そのような権力は教皇にはなかったというのがダンの根本的な態度である。ダンには本書で幾度か「平和的、宗教的平静」

という表現を使用していることは上で指摘したが、これはジェームズ王の「キリスト教社会を平和な政府のなかで維持する」<sup>44)</sup>という「忠誠の誓い」の中の言葉を踏まえている。王側すれば、カトリック教の俗権を容認することは国家を混乱へと陥れることになる。ジェームズ王同様、国内の政治、宗教上の安定を望むダンにとって、教皇の俗権は「反逆の直接の根源」<sup>45)</sup>である。ダンが、『偽殉教者』の序論でまず最初に教皇の俗権を論じたのは、それがジェームズ王朝を根底から揺るがすことになりかねないことを訴えたかったからである。

ダンによれば、俗権はもともとは教皇にはなく、いかにして教皇が俗権を手に入れたのかは説明の出来ない。ところがいつのまにか俗権はカトリック教会の信仰箇条になってしまった。カトリック教会の俗事への介入は、ダンからすれば「錬金術」に等しく、あらゆるものをカトリック教会は「霊的に」する<sup>46)</sup>。ダンは、初期の恋愛詩で卑金属を金に変えると言われた錬金術を冷静な眼で見つめ、「ペテン」であると言ったことがあるが、この問題でもカトリック教会の俗事への干渉・介入を「新しい錬金術」と評し、教皇の俗権を一蹴する。カトリック側はこの俗権を盾にジェームズ王の「忠誠の誓い」にまで立ち入り、英国内のカトリック教徒に「忠誠の誓い」拒否を勧め、挙げ句の果てにジェームズ王を破門し、廃位するが、教皇のそのような行為は聖書に例がない。

Nor doe they [the Popes] for this *Timpany*, or *false conception*, by which *spirituall* power is blowne vp, and swelled with *temporall*, pretend any place of *Scripture*, or make it so much as the putatiue father thereof, For they doe not say, that any place of *Scripture* doth by the literall sense thereof, immediatly beget in us, this knowledge, *That the Pope may depose a Prince*; but all their arguments are drawne, from naturall *reason*, and *discourse*, and *conueniencie*. (p. 365)

王廃位議論はすべて「自然理性」「推論」「便宜」から引き出されており、聖書や過去の歴史からは立証されない。ダンは、ジェームズ王の『弁明』に沿ってジェームズ王の「忠誠の誓い」を擁護するが、ジェームズ王やバーローが単に過去の歴史と聖書に頼って「忠誠の誓い」の正当性を主張したのと違い、ダンはジェームズ王を単に歴史、聖書だけから擁護するのではない。ダンにはバーローに見られない説得力に富む論理がある。「忠誠の誓い」論争でダンがジェームズ王の眼にとまったのもバーローにはなかった論理性が一つの理由だろう。教皇の俗権を強く否定するダンは、しかし、これで終わるのではない。ダンは、バーローになかった教会法から教皇の俗権に反論する。

## (2)

教会法とは言うまでもなく教会が信仰、道徳、規律の諸問題において定めた規則や法律のことである。カトリック教会は、事ある度に破門を武器とした教会法を定め、反カトリック教会からは聖書以上に重視されていると批判されたいわくつきの法典であった。この教会法の名の下に「最も有害な、伝染性の教義」<sup>47)</sup>が人々に伝えられている。なぜならば教会法のために別の教会法が作られ、教会法が肥大化していったからである。このような膨大になった教会法を批判してダンは、カトリック教会は教会法という腫瘍と異常増殖物で毒されるべきではない、と言う。カトリック側は教会法を理由に教皇の俗権を主張したが、ダンは、まず教会法の父と言われる12世紀のグラティアヌスを取り上げ、いかに彼の教会法には誤謬が多いか、いかに信頼に値しないかを指摘する。そして病弱な、弱々しい構造を持つ教会法は、良心に自信をもたらし、信念を生じさせることも出来ないと言う<sup>48)</sup>。しかしながら、そのような教会法が、ただ教会法という名だけで驚くべきことに依然としてカトリック教徒を束縛している。

...they [the Canons] affright and enthrall the tender consciences of their owne *Disciples*, with nothing more, then the name of *Canons*, to which promiscuously they ascribe all reuerence and assent, without distinguishing to them.... (p. 276)

カトリック教会は、教会法によって破門を課し、聖霊によって作られた教会法を犯すことは聖霊に対する冒瀆であると教会法の権威を主張する。その上、教会法は聖書以上に自由自在に使われ、あらゆる場合に適応される<sup>49)</sup>。しかし、「欠陥」と「腐敗」の集積にすぎない教会法が人々を拘束しない場合もある<sup>50)</sup>。ダンはグラティアヌスや他のカトリック教の神学者を引用して次のように述べる。つまり教会法は、それがあつた国で発布されてもその国で受け入れられなかったり、実施されなければ拘束力はない。同じように、トレント宗教会議の決定も拘束できない国があるが、それはその国でトレント宗教会議の決定が受け入れられていないからである。このように考えてくると、教皇の君主廃位権を定める教会法が君主によって認められ、実施されることがありうるのかは疑わしい<sup>51)</sup>。そして世俗的な問題において、教皇が敵と対抗するために教書や答書を承認して自らの企てを容易にしようとするなら、それは法の性質を帯びているとは言えず、受け入れられもせず、実施されることもなく、良心を拘束することもない<sup>52)</sup>。このような教会法には法としての拘束力はなく、それ故、教会法が王に対して支配権を有することは出来ず、ましてや教皇の王廃位権など考えられない。ダンは法は受け入れられれば効力を発揮し、受け入れられなければその法は無効であるという見解を一貫して主張する<sup>53)</sup>。

ダンの教会法への態度は以上で明らかであろう。ダンは、個々の教会法を扱う前に、いかに腐敗、墮落し、形骸化した教会法がただ教会法という名のもとに人々に強要され、しかも聖書に匹敵するほどの拘束力を有するかを示す。ダンからすれば、教会法は単なる教皇の恣意的な産物で、教皇や教会の権威にかこつけてそれを強制的に人々に課しているだけである。カトリック教会が一方的に押し付けても、そこにはただカトリック教会という名があるだけで何も拘束力はない。しかしながら、カトリック教会が教会法を盾に俗権にまでその権力を伸ばしていることは事実であった。それはなぜなのか。ダンの時代までにカトリック教会を代表する4つの教会法が存在しており、それらによってカトリック教会は教皇の俗権を主張したのであった。ダンは、果たしてそれら4つの教会法が本当に教会法の名に値するのか、教皇の俗権が本当に正当化されているのかを具体的に4つの教会法を取り上げる。そして教皇の俗権が教皇にふさわしい行為であるのかを論じ、各教会法に対して否定的見解を打ち出す。カトリック教徒には、教会法の拒否によるカトリック教会から処罰と信者として教会法への服従義務との間で動揺があったはずである。ダンが過去の代表的な教会法を取り上げ、それらの誤謬を明らかにしようとした意図は、そのようなディレンマのなかにあったカトリック教徒に正しい行動の指針を与えることであった。

ダンが取り上げた最初の教会法はある公爵へのインノケンティウス三世の書簡である<sup>54</sup>。事の初めは神聖ローマ帝国皇帝フレデリック一世の王位継承問題である。フレデリック一世の死後、息子のヘンリーが後継者に選ばれたが、ヘンリーが若過ぎたために他の家系から後継者を選ぶことに決めた。こうしてある公爵が選ばれたが、彼はフレデリック皇帝の弟フィリップに王位を譲り、それには大多数が同意した。しかし一部はサクソニー家のオットーを英国から呼び、彼を王に選んだ。ここにフレデリック皇帝の王位継承を主張する諸侯とサクソニー家のオットーを推挙する諸侯とで国内は分裂した。問題の解決のためにインノケンティウス三世は使節団を送った。使節団は、シシリー王国が原因で（スエヴィア家の手にあったがローマ教会はその所有を主張していた）スエヴィア家に不満を抱いていたため、使節団はフィリップの選挙を却下し、オットーを承認した。一部諸侯はこれに満足せず、教皇に直訴した。それに対して教皇が書いたのが問題の書簡である。その中で教皇は、選ばれた皇帝を教皇が承認する権利を扱っているが、その書簡は、しかるべく協議後信仰問題として厳然と宣言されたものでもなく、また、後世の人々を拘束するような教令でもなく、いかに選ばれた皇帝がその職務において振る舞うべきかを示した指導にすぎない、とダンは結論付ける。インノケンティウス三世は、その書簡で教皇は選ばれた人を聖別しなければならないので、その人の王としての適合性を調べる必要があり、教皇使節団は選挙に関してではなく選ばれた人に関して行動したと言っているが、ダンはこの書簡は事実問題に基づいており、信仰問題は扱われていないと言う。また、教皇の聖別、戴冠、塗油が皇帝に権力を与える儀式に関しては、カトリック教徒の中にもそれを否定す

る人がおり、皇帝がそのような儀式によって皇帝としての権威を得るという考えに否定的態度をとる。一体教皇が皇帝を王位につかせなければ帝国はその長を欠くことになるのか。ある教会法の注釈者はそのような儀式は価値のないことだと言っている。あるいは教皇がフィリップに対して挙げた「悪名高い妨害」<sup>65</sup>に関して、もしそのために彼の選挙資格がなくなるのであれば、選挙は無効であり、教皇はそれを宣言しているにすぎない。更にインノケンティウス三世が上記の書簡で皇帝の弟フィリップの選任に反対する理由は、もしフィリップが皇帝に選ばれば選立国家において選挙制から世襲王位継承制へと移行するからである。皇帝に選ばれる人の不適任を論じることがその書簡の内容でもあり、従って教皇使節団や教皇は世俗的問題へ介入していることになる。このような事が信仰問題として扱われることはありえず、それ故その書簡は教会法として後世の人々の良心を拘束することはありえない。ダンはバーローには見られない過去の事実の究明により、教会法の世俗性を指摘する。

ダンは、この他にも三つの教会法を調べ、それらがいずれもカトリック教会の信仰からは程遠く、単に教皇が自らの俗権行使の口実として公布しているにすぎないと言う<sup>66</sup>。それ故、それらの教会法を過去の先例として教皇が俗権を行使し、王を廃位したり破門したりすることは適当ではない。過去の教皇は、本来の教皇としての職務を忘れ、俗事に介入するために教会法を公布したが、そのような教会法には数々の誤謬、事実誤認があり、なおかつ真憑性、信頼性に関しても多くの問題点があった。しかし、教皇はカトリック教会の権威の下に、強引に教会法を發布し、それによって人々を強く拘束してきた。教皇が王を廃位できるとする裏には教会法があったわけであるが、ダンは過去の教会法を調べ、歴代の教皇が教皇として俗権を行使していた事実を詳細に吟味した。その結果、一見教皇の俗権を認めるような教会法も良く調べてみると、そこには数々の誤謬があり、容易には受け入れられないものであることが判明した。それにしてもカトリック教会の権威は無視できない。それほどの誤謬、欠陥がありながら、依然として人々を拘束している。ダンは、ジェームズ王の「忠誠の誓い」が教皇によって干渉される最大の理由が教会法であることを理解していたが、虚偽、腐敗、不真実で満ちた教会法はカトリック教徒の良心を拘束はできないと結論づけるのである。

### (3)

「忠誠の誓い」が教皇の霊権を侵害するか否かは、ジェームズ王とっても時のローマ教皇・パウロ五世にとっても避けては通れない重大な問題であった。なぜならそれが教皇の霊権を侵害しているとすればパウロ五世の教書はその効力を発揮し、英国内のカトリック教徒はジェームズ王の「忠誠の誓い」を拒否できるし、最悪の場合、王の破門、殺害をも許されることになる。逆に侵害しないとすれば、カトリック教徒は王に対して「忠誠の誓



い」をたてることができる。後者の場合は事実上教皇教書の撤回、カトリック側の敗北を意味し、結局は英国内のカトリック教徒の教皇からの離反を認めることになる。

ジェームズ王の「忠誠の誓い」と教皇の靈権の問題に入る前に、ダンはなぜ王が「忠誠の誓い」を発せねばならなかったかに触れる。それは言うまでもなく過激なジェズイットを考慮してのことなのである。「忠誠の誓い」発布の理由が「忠誠の誓い」の市民的・世俗的性格を良く説明してくれる。ジェズイットはその民衆重視の政治理論、戦闘的な組織力、狂信的、盲信的な教皇への服従により単に宗教の領域のみならず政治の面にも足を踏み入れ、ヨーロッパ各国で大混乱を引き起こしていた。そのジェズイットが英国にも侵入し始めたが、特に火薬陰謀事件後いかに彼らに対処するかはジェームズ王朝にとっては特に深刻な問題となっていた。ダンは、国家の安定・秩序の維持を最優先に考えるが、国の内外から国家の秩序が乱される時には新しい誓いが必要で、しかもそれは義務としてではなく自発的な公言として必要であると言う。国家の崩壊を救うことは市民にとっては当然すぎる程自然なことである。ジェズイットは国家や道徳神学について語りながら、その書は「反逆的、扇動的な警句」<sup>57)</sup>で満ち、君主威厳を傷つけていた。かれらの理論が実行に移されるとき、王はどうしても誓いを発せねばならない。ダンは次のように言う。

...was it thought to fit to conceiue an oath; whose end, and purpose, and scope was, to try & finde out, who maintained the integrity of their naturall and ciuill obedience so perfectly, as to swear, that nothing should alter it, but that he would euer do his best endeouour to the preseruacion of the Prnce, *what enemie so euer* should rise against him. (p. 354)

自然な市民としての服従を完全に維持する人を見つけることがジェームズ王の「忠誠の誓い」の目的であり、市民はあらゆる敵から王を守るために最大限の努力をしなければならぬ。そしてあらゆる敵から王を守ることは「単なる市民としての服従」<sup>58)</sup>に他ならない。ジェズイットは、「忠誠の誓い」が教皇権を著しく制限したと言ったが、「忠誠の誓い」の大意は「ジェームズ王はすべての英国の領土の合法的な王である」<sup>59)</sup>ということである。王を合法的と認める人は、英国において王を守り、王の敵に抵抗しなければならない。主権は国家に内在し、いかなる人もそれを奪ったり、分割することはできない。ダンは、国家の秩序維持という観点から「忠誠の誓い」をとらえ、そのような意図を持つ誓いは市民に関わる、世俗的な誓いであることを強調する。このような議論はバーローにはなかった点で、ダンとしてはバーローを強く意識した言葉である。

更にダンは、「忠誠の誓い」が市民的・世俗的な誓いであることをそれが個人の道徳と関係する誓いであるという点からも論じる。「忠誠の誓い」で教皇権に触れる点は、教皇にはカトリック教徒から「忠誠の誓い」を免除する権力がないという点である。この点に

関して、ダンは、「忠誠の誓い」は道徳的な誓いであり、道徳的問題に教皇の免除は及ばず、それゆえ「忠誠の誓い」は教皇の霊権には触れないとの見解を打ち出す。

If therefore the matter of this oath be so euident, as being Morall, & therefore constant and euer the same, that it can neuer neede his [Paul V's] iudgement, because it can in no case be sinne, the scruple which some haue had, that by denying this power of absolution, his spirituall power is endamaged, is vaine and friuolous. (pp. 370-1)

「忠誠の誓い」は一市民に関する道徳的な誓いであり、宗派に関わりなく、あらゆる人にとってそれは永遠に変わることのない真理である。それは個人が自己の良心に従って決定しなければならないものであり、第三者からの命令によって左右されることがあってはならない。ダンにとって、王への「忠誠の誓い」は市民が一国の危機に接し、王を守り、国を守ることを意味する。ダンは、しばしば「自然な」という言葉を使用するが、正に「忠誠の誓い」は「自然な」誓いである。「自然な」誓いということはいかなる説明も理由も必要としない真理という意味である。ダンが「忠誠の誓い」を道徳的とみなし、教皇には左右されないとしたのは、バーローの、良心には教皇といえども立ち入ることはできないという見解の延長であろう。

「忠誠の誓い」が市民的・世俗的な誓いであることを、ダンは「忠誠の誓い」の目的、その道徳性から論じた。バーローがパースンズの反論法に従ったために、「忠誠の誓い」の問題点を十分に論じつくすことができなかつたのに反し、ダン「忠誠の誓い」の問題点を各章で扱った。そして、バーローよりもより詳細に過去の歴史を調べ、「忠誠の誓い」の正当性を論じている。

これまで、ダンの「忠誠の誓い」の目的、市民性・世俗性、服従、教皇の俗権に対する議論を見てきた。バーローが深く論じなかつたもう一つの論争点、つまり、王と教皇の優位争いがある。これは教皇の英国介入とも関係してくるので、次にこれに触れてみたい。

#### (4)

カトリック側が君主を軽視する理由のひとつに聖職者が君主よりも地位が上だとする主張がある。この問題をジェームズ王はその著作で度々論じており、それは最終的には王と教皇との権力争いにまで発展していく。ダン「忠誠の誓い」の「序論」と第3章で論じているが、ジェームズ王をカトリック側から守るにはどうしても論じておかなければならない重要な点であった。ダン「忠誠の誓い」は、どのような論理で王と教皇の優位争いを論じ、いかにして王を教皇よりも高く評価しているのであろうか。

君主を軽視するにあたり、カトリック側は君主と聖職者との比較により、論議すること

なく教皇に君主を越える「最高の霊的君主」としての権威を与えている。最初の君主と教皇との比較によって教皇に優位を与えることについて、ダンはジェームズ王以上に過去の君主や皇帝と教皇との歴史を調べ、カトリック教側の教会法注釈による教皇優位説を論じる。ダンによれば、神が注意を払うのは魂だけではなく「全体として人間」である。神は、人々を君主にのみ譲り渡したのではなく、又聖職者にのみ譲り渡したのではない。聖職者は、我々が社会のために現世で「高潔に」「潔白に」生きるように努めねばならないし、君主は彼の法によって天国への途上に我々をとどめておかねばならない。このようにダンは君主と聖職者の各々の領域をまず認めることから論を進める。両者が互いの勤めを果たすことにより、我々は「高潔に」「潔白に」現世で生き、天国への道を歩むことになる<sup>60</sup>。ダンは、決して君主のみとか聖職者のみとかというような偏狭な見解を抱きはしない。『偽殉教者』でダンはしきりにカトリック教会特にイエズイットを批判するが、カトリック教そのものは否定しはしない。ジェームズ王朝の平和・秩序が最も重要で、ダンがカトリック教徒を攻撃するのは、彼らが本来の宗教上の立場を離れ、政治、社会と言った俗界にまで干渉するときである。

次にダンは、歴代の皇帝達が教会問題に関係してきたことをシャルマニュ大帝、レオー一世等皇帝、教皇、宗教会議から明らかにする。そして、世俗権力と教会権力の距離を認めず、両者は両立出来ると考えた皇帝達を例に上げている<sup>61</sup>。そして聖と俗の二つの機能はその性質上異なるものでも、全く相反するのでもなく、一つの問題、一人の人にあっては両者は触れ合い、一人の人が両者を成しうる<sup>62</sup>。かくして、聖俗の二つの権力が一人の人間に存することが認められ、結果として王が宗教的に権威を振るっても問題はなくなる。これを裏書きするように、あるカトリック教の法律者は「王はすべて聖職者であり、王の権威を論ずることは神聖冒瀆である」<sup>63</sup>と言っている。ダンは、王の神聖や王が宗教に関わる種々な事を行うことに疑問を投げかけない。魂だけでは実際には何も成し得ず、肉体を使用して初めて魂もより深い意義を帯びてくるように、王という一人の魂と肉体を兼ね備えた人間のなかでこそ宗教的な事が可能となってくる。

ダンのこれまでの論点は君主にも聖職者にもそれぞれの領域があること、そして君主は本来聖職者にまで影響を及ぼし、宗教に関わってきた。だから聖職者は君主に従うべき者であり、魂と肉体が相協力し、初めて意義ある存在と成るように、聖と俗がそれぞれ別個のものであるよりは一致した場合により意義ある実体を産み出すことが出来ると言う。このようにダンは君主の聖職者への優位を説き、過去の王と教皇との歴史を振り返り、君主が宗教的職務を遂行しても問題はないことを主張する。しかし、その逆はどうなのか。聖職者が俗事に介入することに関しては歴史的に見てもその先例はない。逆に教皇に関しては、教皇は最初は「単なる魂」で「純粹に霊的であった」が、その純粹な魂が肉体に触れるや否や罪に汚れ、腐敗したように、教皇は俗事に介入することによって「俗事のすべて

の腐敗と醜悪さ」を身に付け、今ではこの「初期の病」を後継者に移していると言う<sup>64</sup>。

本来教皇は、霊的な問題に専念すべきなのに君主廃位という俗権を教皇に付与するために、カトリック教会は教皇に「肉体的・世俗的支配権」を与え、教父及びカトリック教会もその意見であったと断言していると言う<sup>65</sup>。王廃位権は元来教皇にはなかったが、後になってカトリック教会が俗事に介入する口実として教皇に王廃位権を付け加えたのである。だから教皇は、今や単なる「魂」や「霊」ではなく「霊の人で、すべての人を判断するが誰によっても判断されることはない」<sup>66</sup>という聖書の言葉によって教皇が王を廃位することを可能にしているのである。魂と肉体が一致すれば、それは君主の場合は良い結果を生み出すが、教皇の場合には両者の結合はむしろ有害な結果をもたらす。その一つが王廃位権であり、もう一つがジェームズ王とも密接に関係してくる破門である。王廃位権同様、破門に関してもダンは教皇・カトリック教会に対して容赦のない厳しい態度をとる。ダンによれば、魂が肉体に入った後、つまり霊権が俗権に入った後、それはどちらの権力もそれだけではなしえない結果を生み出した<sup>67</sup>。ところが、王の子孫には神により威厳が付与されているから、王を破門する教皇は、言わば神に対して罪を犯しているのと同様である。ダンの王権神授説擁護の一端をうかがわせてくれるこの一節は、ジェームズ王と同じ立場に立ち、ジェームズ王を意識した発言であると言わねばならない。この王権神授説に関しては、パーローはそれ程強く論じていなかった。しかし、ジェームズ王にとって、教皇が俗権に対抗するには王権神授説は最大の武器となる。ダンは、王権は神に由来するために絶対的であるというこの説を更に次のように言う。

Certainely all power is from God ; and as if a companie of *Sauages*, should consent and concurre to a ciuill maner of liuing, Magistracie, & Superioritie, would necessarily, and naturally, and Diuinely grow out of this consent (for Magistracie and Superioritie is so naturall and so immediate from God, that *Adam* was created Magistrate, and he deriu'd Magistracie by generation vpon the eldest Children, and...if the world had continued in the first Innocency, yet there should haue beene Magistracie.) And into what maner and forme soeuer they had digested and concocted this Magistracie, yet the power it-selfe was *immediately* from God : (p. 83)

ダンは、このほかにもジェームズ王の王権神授説に言及し、それを擁護する<sup>68</sup>。パーローは、パーソンズが王権神授説を深く扱わなかったために、ジェームズ王が最も論じてほしかったその説を取り上げはしなかった。ただ、あちこちで少しずつ触れるだけであった。ジェズイットの王軽視、教皇の俗権に反論するには、王権の神聖を主張することによって固い防御を張り巡らす必要があった。又、王権神授説により、王は教皇に少しもひけを取らな

い地位を占めることになる。教皇側は、王の世俗性を主張し、神の代理人たる教皇によって王を廃位しようとするが、王権の神聖によってその廃位を拒絶することができる。ジェームズ王やダンが王権神授説を訴えた背景にはこのような王と教皇の権力争いがあった。

ダンは又聖職者の君主への態度を過去にさかのぼり、皇帝が教皇よりも上位にあったことを指摘する。そして教皇は歴代の皇帝に対しては「好意的で」で「従順で」であったと言っている<sup>(69)</sup>。教皇と君主との関係を過去の歴史に照らし合わせて見てみると、教皇が君主に従うのが普通であった。しかし、グレゴリー七世が登場してから両者の関係に溝が入り始める。グレゴリー七世の時代の破門には靈的非難以外にも世俗的な罰が含まれ、結果として君主に対して「根絶」が与えられたと言われたが、良く調べてみると靈的処罰しか与えられていない。ダンはイノケンティウス一世のアーケイウス皇帝への書簡を取り上げているが、イノケンティウス一世は皇帝から「靈的な食べ物」を奪っているだけであると言う。あるいはエペソ宗教会議での教父達は、王への服従が魂に危害をもたらさない限りにおいて王に服従したと言う。カトリック側の破門は、多くの形式と儀式を伴って行われ、世俗的な処罰、没収、押収にまで及んでいる<sup>(70)</sup>。教皇の破門に関しては、グレゴリー七世がそれまでの形式的な破門から世俗的な処罰にまでその支配権を行使し、神聖ローマ帝国ハインリッシュ四世を破門したのであるが、その破門は「短気によるもの」であり、それには多くの「途方もない権利侵害と憎むべき放縦」があり、教皇は単なる感情に従ったにすぎず、何ら正当性がない<sup>(71)</sup>。グレゴリー七世がそれまで教皇の支配権を俗権にまで拡大し、君主を破門し、君主の臣民への赦免は可能だとしたが、その裏付けはマタイ伝16章18—19節の「あなたはペテロである。わたしはあなたに鍵を与える。あなたが地上でつなぐことは天でもつなぐれ、あなたが地上で解くことは天でも解かれるであろう」である。この一節からカトリック教会は教皇をペテロの後継者と考え、二つの鍵の授与から教皇には聖と俗の二つの権力があつたと主張する<sup>(72)</sup>。グレゴリーの教皇優位のもう一つの根拠はゲラシウス教皇の「聖職者は君主よりも上にあり、ローマ司教が司祭長である」という言葉である<sup>(73)</sup>。ダンはこれに対し、「ローマ司教はいくつかの職務においてはすべての者を越えるかもしれないが、しかし世俗的な職務においてはそうではない」と言い<sup>(74)</sup>、教皇の俗権を否定する。グレゴリーは、ユリウス教皇の「あなたに鍵をあたえる」の解釈を援用するが、その解釈「天を開く者は地を裁くのではないか」は、王の廃位を正当化するのと同じ位にすべての「裁判権」「君主権」を破壊するものであると言い、ユリウス教皇の極端な解釈に反論している<sup>(75)</sup>。グレゴリーは、このように君主は聖職者によって廃位されうるとするが、その証拠は王がどのようにして始まり、どのようにして制定されたかの多様性にあるという。例えば王は「人間の思い上がり」によって、「聖職者は神聖な敬けん」によって作られたと言う<sup>(76)</sup>。そして「聖職者は君主を越える理解し難い距離と比較のなかにいる」とさえ言い<sup>(77)</sup>、君主への優位を信じて疑わない。グレゴリーは、王が教皇より劣っている

理由として更に王に救われた者がほとんどいなかったし、王が奇跡を行うことはなかったと言っている。グレゴリー七世の王への態度は極端で、教皇の権力を高く評価しすぎ、王に対しては敵意すら抱いているように思われるほど教皇の圧倒的なまでの優位を主張する。その理由のひとつは王権が人間に由来し、それ故神聖に欠けるというのがある。ところがダンも王権も霊的権力同様神聖であり、王権への侮辱は（例えば「忠誠の誓い」への拒否）は「治安妨害」であり、それは死によって罰せられるものであり、「治安妨害」のための死は神のための死ではなく、まさに「偽殉教」と考えているのである。そもそもカトリック側は、王権と教会権力に関して一方が神から間接的であり、他方が直接的であるとみなすが、教会権力が「変更」や「中断」を受けない「教権制度」を神が定めるほど直接的に神に由来するのではないし、又俗権もそれがいかなる時にも消滅されるほど間接的でも又人間に依っているのでもない。そして王の威厳には司祭の威厳と同じ程神からの威厳がある<sup>79</sup>。ダンの王権擁護の最大の論拠はすでに論じたように王権の神聖である。神聖な王権を論ずるダンと言うまでもなくジェームズ王の王権神授説を念頭においていた。

これに対し、カトリック教会は聖書を歪曲したり、キリストや神の名を教皇に付与し、教皇の神聖さを強調する。カトリック教会は聖書の歪曲、こじ付けによってまで王権を軽視する。例えば詩編91章13節に「あなたはししとまむしとを踏み、若いししとへびとを足の下に踏みこむであろう」と書かれているが、アレクザンダー教皇はこの一節によってフレデリック皇帝を踏みつけ、又シクストゥス五世の司教は教皇の足へのせっぷんをイザヤ書49章23節の「王と女王は顔を地に付けてあなたを礼拝し、あなたの足のちりをなめる」により、あるいはルカ伝7章45節や申命記1章3節からも同様に王は教皇にひれふし、足にせっぷんしなければならないとする。聖書をこのように教皇の地位を高めるのに利用する。詩編の「よろずのものをその足の下におかれました」は本来は人間への動物の服従について言われたものだが、ローマ教会側は教皇に対する人間の服従に解釈する<sup>79</sup>。又、ルカ伝22章38節の「二つのつぎをごらん下さい」から教皇には聖俗の二つの権力があるという<sup>80</sup>。このほかにも使徒行伝10章13節の「ほふって食べなさい」について、それは本来異邦人の洗礼について言われたものであるが、バロニアスはキリスト教徒の破門と解釈している<sup>81</sup>。このようにローマ教会は聖書のこじつけ、歪曲によって教皇の王への優位を主張するが、それはあくまでも歪曲であって何ら正当性はない。聖書は君主の任務と威厳に反対するカトリック教会に役立たねばならず、君主をその隣人のえじきとして、臣民の物笑いとして示すのである<sup>82</sup>。

ダンは今まで見てきたように、ジェームズ王同様過去の教皇と王との関係の詳細な吟味、又聖書に対するかれらのこじつけへの批判から君主の教皇への優位を主張する。王廃位、破門といったカトリック教会の越権行為をダンも詳細な歴史上の資料によって、時には聖書を援用し、否定し、反論し、ジェームズ王の「忠誠の誓い」を擁護する。

これまで、バーローが取り上げなかったが「忠誠の誓い」のより強固な擁護のためには欠くことのできない論点を、ダンがいかにして論じているかを見てきた。そのいずれを見ても、ダンの議論はバーローの議論よりはるかに説得力がある。これは前にも触れたが、ダンがそれまでの論争形式に従わなかったためである。ダンも、もしバーローと同じ方法で「忠誠の誓い」を擁護すれば結果はバーローのと同じように、浅く、広くになる恐れがあった。だから敢えて従来の論争形式を無視した。この方法によって、ダンは、彼が重要だと思った点を十分に論じることができた。ジェームズ王がダンの『偽殉教者』に強く印象づけられたのも、視点を変えたダンの反論形式がその理由の一つであろう。独自の方法によりダンは、バーローが深く論じなかった「忠誠の誓い」の目的、王権の神聖、服従、教皇の俗権、教会法、「忠誠の誓い」の市民性等、論争の核心を的確に論じた。歴史、聖書に基づいた反論方法はジェームズ王やバーローと同じであるが、その徹底した資料の追及、調査、吟味は他の追随を許さない。ダンはバーローの書を批判して、そこには王へのお世辞が多すぎると言った。それを裏書きするかのようになり、『偽殉教者』でダンは王の著作にはほとんど触れない。バーローはパーソンズが触れなかった点を論じたが、ダンは、バーローが論じなかった点、論じたとしても深く論じなかった点を取り上げている。ダンの『偽殉教者』の持つ意義はそこにあったと言える。

注

- (1) この問題については、C. H. McIlwain (ed.) : *The Political Works of James I* (New York : Russell & Russell, 1965), p. lix ff. W. K. Jordan : *The Development of Religious Toleration in England* (Mass. : Peter Smith, 1965), Vol. II. pp. 76-83. R. C. Bald : *John Donne, A Life* (Oxford: Oxford Univ. Press, 1970), pp. 215-8を参照。
- (2) McIlwain, p. 74.
- (3) McIlwain, p. 152.
- (4) Willam Barlow : *An Answer to a Catholik English-Man* (London, 1609)
- (5) Robert Persons : *The Iudgment of a Catholicke English-man* (1608 ; rpt. New York : Scolar Press, 1972)
- (6) James Brodrick : *Robert Bellarmine* (London : The Catholic Book Club, 1961), Chap. X. McIlwain, p. liii 等参照。
- (7) *An Apologie for the Oath of Allegiance* に関しては、上記 McIlwain を使用し、以下ページ数を表示する。
- (8) McIlwain, p. 61.
- (9) Persons, p. 13ff.
- (10) Persons, p. 99.
- (11) H. C. M. Stroud : *John Donne and Gratian : The Discordia Discordantium Canonum in Pseudo-Martyr* (Ph. D. dissertation, University of California, Berkeley, 1983), p. 93. なおこれは『偽殉教者』を扱った唯一の論文である。

- (12) McIlwain, p. 76.
- (13) Persons, p. 20.
- (14) Persons, p. 52.
- (15) McIlwain, p. 16.
- (16) McIlwain, p. 17.
- (17) Barlow, p. 234.
- (18) Barlow, p. 27.
- (19) Barlow, p. 274.
- (20) McIlwain, p. 98.
- (21) Barlow, p. 30.
- (22) Barlow, p. 222.
- (23) Barlow, p. 52.
- (24) Barlow, p. 160.
- (25) Jordan, Vol. I. pp. 386-388参照。
- (26) Barlow, p. 200.
- (27) Barlow, p. 38.
- (28) Donne, A3.
- (29) Edmund Gosse : *The Life and Letters of John Donne of St. Paul's* (1899 ; rep. Gloucester, Mass., 1959), Vol. I, pp. 222-223.
- (30) Stroud, p. 99.
- (31) John Donne, *Pseudo-Martyr* (New York : Scholars' Facsimiles & Reprints, 1974), p. 223.
- (32) Donne, p. 244.
- (33) Donne, p. 169.
- (34) Donne, p. 168.
- (35) Donne, p. 170.
- (36) Donne, p. 171.
- (37) Donne, p. 171.
- (38) Donne, pp. 170-1.
- (39) Donne, p. 225.
- (40) Donne, p. 173.
- (41) Donne, p. 173.
- (42) Donne, p. 168.
- (43) Donne, Preface 3.
- (44) Donne, p. 98.
- (45) Donne, The Preface 27. なお、教皇の王廢位権については、J. P. Sommerville : *Jacobean Political Thought and the Controversy over the Oath of Allegiance* (Cambridge University Ph. D. Dissertation, 1981), Chapter 6 でも扱われている。
- (46) Donne, p. 94.
- (47) Donne, p. 265.
- (48) Donne, p. 276.



- (49) Donne, p. 280.
- (50) Donne, p. 280.
- (51) Donne, pp. 281-2.
- (52) Donne, p. 282.
- (53) Donne, p. 282.
- (54) Donne, pp. 285-6.
- (55) Donne, p. 287.
- (56) Donne, pp. 289-295. Stroud の上記博士論文は Gratian と教会法の観点から『偽殉教者』を論じている。
- (57) Donne, p. 354.
- (58) Donne, p. 355.
- (59) Donne, p. 357.
- (60) Donne, pp. 17.
- (61) Donne, pp. 27-8.
- (62) Donne, p. 28.
- (63) Donne, p. 30.
- (64) Donne, p. 31.
- (65) Donne, p. 32.
- (66) Donne, p. 32.
- (67) Donne, pp. 32-3.
- (68) 『偽殉教者』第6章は、ジェームズ王の王権神授説とジェズイットの反王権神授を扱っている。なお王権神授説に関しては以下を参照されたい。J. N. Figgis : *The Divine Right of Kings* (Cambridge : Cambridge University Press, 1922), J. P. Sommerville : *Politics and Ideology in England 1603-1640* (New York : Longman, 1986), pp. 9-46, W. H. Greenleaf, "James I and the Divine Right of Kings", *Political Studies* (1957), Vol. v, No. 1, pp. 36-48.
- (69) Donne, pp. 57-8.
- (70) Donne, p. 66.
- (71) Donne, p. 68.
- (72) Donne, p. 71.
- (73) Donne, p. 71.
- (74) Donne, p. 81.
- (75) Donne, p. 71.
- (76) Donne, p. 75.
- (77) Donne, pp. 75-6.
- (78) Donne, pp. 81-2.
- (79) Donne, p. 91.
- (80) Donne, p. 91.
- (81) Donne, pp. 91-2.
- (82) Donne, p. 92.